

第12号議案

令和2年度 南魚沼市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度南魚沼市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---------------|-----------------|------|---------|
| (1) 給水件数 | 23,900件 | 給水人口 | 54,490人 |
| (2) 年間総給水量 | 5,998,000立方メートル | | |
| (3) 1日平均給水量 | 16,433立方メートル | | |
| (4) 主要な建設改良事業 | 新設改良費 827,688千円 | | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	1,951,299千円
第1項 営業収益	1,612,561千円
第2項 営業外収益	338,736千円
第3項 特別利益	2千円

支出

第1款 水道事業費用	1,917,508千円
第1項 営業費用	1,687,969千円
第2項 営業外費用	218,036千円
第3項 特別損失	1,503千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,280,031千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	645,997千円
第1項 企 業 債	503,100千円
第2項 他 会 計 出 資 金	4,746千円
第3項 分 担 金	1,350千円
第4項 負 担 金	3,900千円
第5項 補 償 金	121,900千円
第6項 固定資産売却代金	1千円
第7項 補 助 金	11,000千円

支 出

第1款 資本的支出	1,926,028千円
第1項 建設改良費	831,638千円
第2項 企業債償還金	1,088,390千円
第3項 国庫補助金返還金	1,000千円
第4項 予 備 費	5,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	503,100	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み40年以内に償還するものとする。 その他借入先の融資条件に従う。 ただし、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用 10,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 111,982千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、30,000千円と定める。

令和2年3月2日提出

南魚沼市長 林 茂 男